

一関市告示第159号

一関市地域ビジネス創出加速化支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

一関市長 佐藤善仁

一関市地域ビジネス創出加速化支援交付金交付要綱

(目的)

第1 明確な事業目標を持ち、実現可能かつ持続的なビジネスを展開しようとする起業者をより多く輩出するため、特定創業支援等事業を修了し、新たな事業に取り組む者に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により交付金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定創業支援等事業 創業しようとする者に対して、経営、財務、人材育成及び販路開拓の知識習得を目的に、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）により認定された創業支援等事業計画に基づき一関市が行う事業をいう。
- (2) アクセラレーションプログラム 経営や事業を成長させるための研修プログラムをいう。
- (3) アカデミー 特定創業支援等事業において、地域ビジネス創出事業として行うシゴト・ツクル・アカデミー事業をいう。

(交付対象者)

第3 交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請年度又は申請前5年以内に特定創業支援等事業を修了した者
- (2) 居住地の市町村税を滞納していない者
- (3) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者

(交付対象事業等)

第4 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）並びに交付対象事業ご

との交付要件、交付額及び交付回数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は交付金の対象としない。

- (1) 主に農林漁業を営む事業により起業しようとする場合
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (4) その他市長が適当でないとする場合

(提出書類及び提出期日)

第5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第4関係)

交付対象事業	交付要件	交付額	交付回数
新規ビジネス創出・経営革新支援事業	対象者又は対象者が所属する企業等が金融機関からの融資を受けて、市内で開業、又は市内の資源を活用して新規事業を行う場合。ただし、過去に一関市起業家経営安定化支援事業補助金又は一関市学生起業家チャレンジ補助金の交付を受けている場合は、対象外とする。	30万円	1事業者につき1回限り
アクセラレーション奨励事業	対象者が、市外で行われるアクセラレーションプログラムに参加し、修了したと認められる場合	5万円	交付金交付年度内において1回限り
市外アカデミー生奨励事業	市外に居住する者又は市外に拠点を有する法人に所属する者がアカデミーに参加し、優秀な成績で修了したと認められる場合	5万円	1人につき1回限り

別表第2（第5関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	地域ビジネス創出加速化支援交付金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	【共通】			
	1 特定創業支援等事業を修了したことが確認できる書類			
	2 申請時の居住地における市町村税の未納がないことの証明書又はこれに類する書類			
	3 その他市長が必要と認める書類			
	【新規ビジネス創出・経営革新支援事業の場合】	第2号	1部	
4 地域ビジネス創出加速化支援交付金事業計画書				
5 融資を受けたことを証する書類	第3号	1部		
【アクセラレーション奨励事業及び市外アカデミー生奨励事業の場合】				
6 地域ビジネス創出加速化支援交付金事業報告書				
規則第13条第1項の規定による書類	地域ビジネス創出加速化支援交付金交付請求書	第4号	1部	別に定める。